

《 事務所ニュース 2013年11月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

最低賃金が変更になります

最低賃金が10月以降（都道府県により変更日が異なります。）変更となり、全国平均で前年度比15円アップの764円になります。千葉県の最低賃金は前年度比21円アップで、平成25年10月18日から現行の時間額756円から777円に変更になります。
※ 賃金計算期間の途中で変更になると思われますので注意が必要です。

	25年	24年
千葉県	777円	756円
東京都	869円	850円
茨城県	713円	699円

公的年金加入状況等調査が始まります

● 公的年金加入状況等調査とは

高齢期の生活を支える公的年金制度は、将来にわたり持続可能で国民が安心できる制度でなければなりません。公的年金加入状況等調査は、皆さまからお答えいただいた公的年金制度への加入の状況や就業状況、世帯の状況などをもとに、今後の年金制度の検討や年金事業の運営のための基礎資料を作成する調査です。

● 調査の対象は

平成25年国民生活基礎調査（今年6～7月に厚生労働省が実施）にご協力いただいた調査地区から無作為に抽出された1,800地区（約9万世帯）のうち、15歳以上の方を対象としています。

● 調査の方法は

厚生労働省が調査事務を委託した日本年金機構が

委嘱契約した調査員が調査票をお配りしますので、調査員が受け取りにお伺いするまでにご記入をお願いします。

<調査の系統>

厚生労働省⇔日本年金機構⇔調査員⇔調査世帯

● 調査の実施期間は

平成25年10月28日（月）～11月21日（木）

健康保険の改正（H25.10.1～）

これまで、健康保険は業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に対して保険給付を行っており、「業務」とは「人が職業その他社会生活上の地位に基づいて、継続して行う事務又は事業の総称」と解釈されていることから、請負業務、インターンシップ又はシルバー人材センターの会員が業務を行っているときに負傷した場合は、健康保険から保険給付は行われず、また、労災保険からも保険給付が行われないケースが生じていました。

このようなケースを解消するため、健康保険法の一部が改正され、平成25年10月1日から健康保険の被保険者または被扶養者が業務上の負傷などで労災保険の対象にならない場合は、健康保険の給付対象となりました。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）